

(通常版)

## 未納の上下水道使用料の承認及び分割納付誓約書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(甲：債権者) 飯山市長 江沢 岸生 様

(乙：納付義務者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

乙は、甲に対する上下水道使用料の支払いにつき、下記1記載の未納金があることを承認し、下記2記載の納付計画にしたがい分割して納付することを誓約します。

なお、本誓約に違反して納付不履行となった場合は、分割納付取り消しによる給水停止または財産差押をされても一切異議の申立をいたしません。

### 記

#### 1 未納となっている上下水道使用料

\_\_\_\_\_円 (発生督促手数料は要す)

内訳 ( ・ 請求年月：\_\_令和\_\_年\_\_月  
・ 別紙のとおり )

#### 2 納付計画

① 納付時期 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から完納まで ( ・ 毎月  
・ 奇数月  
・ 偶数月 ) \_\_\_\_\_日までに納付

② 納付額 第1回 \_\_\_\_\_円  
第2回以降 \_\_\_\_\_円 ・ 定期発生分を含む  
最終回 \_\_\_\_\_残金\_\_\_\_\_円 ・ 定期発生分は、納期限までに納付

・ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月末日までに来庁し、未納額残額の分割計画を再検討します。

③ 納付方法 上下水道課窓口納付 ・ 納付書納付 ・ 口座振替 ・ ( \_\_\_\_\_ )

# 留意事項

## 1. 日常家事連帯債務者について

民法761条により「日常家事の遂行により生じた債務であれば、夫婦はお互いに連帯して責任を負う【日常家事連帯債務】」と定められております。配偶者は、乙が甲に対し負う上水道使用料の支払いにつき乙と連帯して責任を負います。

## 2. 「督促状」「催告書」が送付されます。

上下水道使用料には、期別ごとに納期限が定められています。納期限前に誓約された場合でも、納期を過ぎた上下水道使用料があれば地方自治法第231条の3第1項、地方自治令第171条、地公企法第9条第9号に基づき督促状を発付しなければなりません。そのため分割納付する場合でも、督促状発付に係る手数料もご負担いただくことになります。

また、未納金に対して随時、催告書を送付します。

## 3. 「財産調査」及び「差押等滞納処分」について

本誓約書に基づく分割納付については、あくまでも例外的な取扱い(本来であれば法で定める納期限内に納付する必要があります。)です。

相談等で申し出があった内容(資力がない等)の事実確認のため、若しくは分割納付履行中であっても資産状況の変化を確認するため、地方自治法第231条の3第3項に基づき財産調査を必要に応じて行います。

なお、財産調査の結果、(高額の前貯金がある等)未納金の納付が可能な財産を保有しており分割納付を認めるべきでない場合は、分割納付を取り消し、給水停止かつ乙の差押等滞納処分を行うことがあります。

## 4. 分割納付計画の変更について

分割納付計画(納付時期・納付額・納付方法)の変更は本来認められませんが、特別な事情が発生した場合は認める場合があります。その際は分割納付計画変更申請書(計画変更する理由および変更内容)の提出が必要です。(電話での変更は認めません。)

提出された分割納付計画変更申請書を審査した結果、変更を認めないこともあります。

## 5. 期限の利益喪失(分割納付取り消し)について

分割納付金支払いについて乙が次の事由に該当するときは、甲からの通知なく当然にして期限の利益を失い(分割納付取り消し)、乙は一括して未納金を支払わなければなりません。

よって、給水停止かつ乙の財産調査および差押等滞納処分を行います。

- ①納期限までに分割納付金または「定期発生分は、納期限までに納付」を指定し分割納付誓約以降に発生した上下水道使用料の支払いを怠ったとき。
- ②納付計画の再検討を指定期日までに連絡なく怠ったとき。
- ③資産状況その他の事情の変化により、その執行の猶予を継続する事が適当でないと認められたとき。
- ④支払の停止、又は破産、民事再生、会社更正手続、会社整理、若しくは特別清算の開始の申立が行なわれたとき。

## 6. 弁護士等への債権回収委託

分割納付履行中であっても、必要に応じて弁護士等への債権回収委託を行うことがあります。

## 7. 裁判上の紛争が生じたときについて

本誓約書に関し裁判上の紛争が生じたときには、飯山市を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 8. 報告について

乙は、住所の移転および連絡先の変更があった場合、直ちに書面での申請を行ってください。

令和 年 月 日

飯山市長 江沢 岸生 様

## 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ①

(実印)

私は、上水道使用料につき分割納付不履行または本同意書の提出日以降発生した上水道使用料が滞納した場合、飯山市が下水道使用料の地方自治法第 231 条の 3 第 3 項（督促、滞納処分等）の下記取り扱いを上水道使用料にも準じ、関係機関へ調査することを同意いたします。

### 記

- ①国税徴収法第 141 条（徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権）
- ②地方税法第 20 条の 11 ならびに国税徴収法第 146 条 2（官公署等への調査協力要請）

以上

(注) この書類および印鑑証明書の提出が必要です。

## 【関係法令】

### 1. 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

### 2. 国税徴収法第 141 条

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第 146 条の二及び第 188 条第 2 号において同じ。）を検査することができる。

- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ④ 滞納者が株主又は出資者である法人

### 3. 地方税法第 20 条の 11

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

### 4. 国税徴収法第 146 条 2

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。